

## 養老五年戸籍にみえる寄口の性格と編成要因の考察

里 館 翔 大

### はじめに

正倉院文書の中には、八世紀の古代日本の戸籍が数通残っており、早くは明治時代から戸籍を対象とした研究が行われてきた。年代が明確にわかる戸籍は、大宝二年(七〇二)の御野国(美濃国)、筑前国、豊前国、豊後国戸籍(筑前・豊前・豊後を、以下、西海道戸籍と総称する)のほか、養老五年(七二二)下総国戸籍のみで、地域も年代も、また、残存状況も大きく異なる。年代が同じ御野国戸籍と西海道戸籍も籍式に関しては、御野国戸籍は浄御原令式、西海道戸籍は大宝令式にそれぞれ基づいており、年代の異なる下総国戸籍は「養老五年籍式」(『合集解』戸令23 応分条【古記「二云」より)に基づいて作成されたと考えられている<sup>1)</sup>。

史料的に異なる性質を持ったこれらの戸籍は、どのような方針の下で作成され、また、記載された戸が編成されたのかを考えねばならない。

本稿では、特に下総国戸籍に絞り、戸の編成方針を検討していく。しかし、下総国戸籍を対象とするといっても、検討すべき事項は非常に多い。そのため、寄口に絞って考察していく。寄口とは、戸主との親族関係が不明で「寄口」とのみ表記されている戸の成員(戸口)である。御野国戸籍、西海道戸籍と比べ、下総国戸籍の寄口の割合は、復原可能な戸口数に比べると非常に低い数値を示す。この点は、従来、指摘され続けてきたが、下総国戸籍の寄口がどういう性格を有し、何を要因として編成されたかは深く検討されることはなかった。また、御野国戸籍、西海道戸籍の寄口を検討し、得られた結果を下総国戸籍にも援用し、すべての戸籍の寄口を一律的に定義しようと試みられてきたのである。

先述の通り、各戸籍は史的に性質が異なるため、戸籍に記載された事項はその戸籍内で解釈する必要がある。ほかの戸籍の検討結果を援用するべきではない。当然、寄口の性格と編成要因も各戸籍で異なる可能性があるため、個別に検討すべきなのである。

本稿では、下総国戸籍にみえる各戸に所属する各寄口を戸の編成という観点から考察し、下総国戸籍の寄口の性格と編成要因を検討していく。その検討から、下総国戸籍がどういった編成方針を採用していたのかを明らかにしていく。なお、歴名部の翻刻は、市川市史編さん歴史部会（古代）編『下総国戸籍』(二〇二二)による。また、本稿のいう「編戸」とは「戸の編成」を意味する。

## 一 戸籍・寄口の先行研究概観―編戸に触れて―

本節では、戸を編成する編戸に触れつつ、戸籍史料と寄口の先行研究を整理していく。まず、戸籍史料の研究をまとめていく。戸籍史料の解読をめぐるのは、岸俊男氏を代表とする「郷戸擬制説」、石母田正氏を代表とする「郷戸実態説」、安良城盛昭氏を代表とする「編戸擬制説」、南部昇氏を代表とする「編戸実態説」と諸説あり、戸籍に記載された戸（郷戸、房戸）がそもそも実態を反映しているのか、令制の五十戸一里の枠を守るための法的擬制な記載なのかが根本的な問題として議論されてきた<sup>2</sup>。現在では、戸籍には法的擬制な記載も認められるが、そこに記載された（編成された）戸が実態と無縁ではないとする「編戸実態説」が

有力視されている<sup>3</sup>。

実態か擬制かという議論は、戸籍のどの記載が実態を反映しており、擬制であるのかという点を究極的には細かく検討しなければならないだろうが、「はじめに」で述べたように、戸籍という史料はあくまでも、それぞれ、ある造籍・編成方針と籍式をもとにして造られた台帳である。

実態か擬制かという議論を進める前に、そこから一步引いて、抑も、戸籍に記載された戸はどういった方針の下で編成されたのかという編戸に着目すべきなのである。下総国戸籍は、郷戸五十戸一里の枠組みを守っているため、人為的に戸が編成されたと評価できる。このことから、本稿の考察対象である寄口は自然発生的に生じたのではなく、戸を編成する編戸の過程で生じた戸口であり、編戸と深くかかわっているのである。

編戸と寄口の関係性に言及した上で、編戸の研究をまとめていく。編戸に関しては、明石一紀、井上亘、田中禎昭三氏の研究成果が挙げられる<sup>4</sup>。明石氏と井上氏は、御野国戸籍の編成方針を検討し、御野国戸籍の戸は、戸主↓直系親族↓従父兄弟（戸主同党）親族↓寄口という順番で編成されたと指摘している。両氏の編戸説を「年齢原理」という視点から発展させ、その視点をもって下総国戸籍の編成方針を考察したのが田中氏である。統計学的な検討から、下総国戸籍の戸主は四一歳を年齢の境界として任用されていると指摘し、四〇歳以下の戸主には監督・指導者層にあたる四一歳以上の女性（「母」、「庶母」、「姑」）が同籍しているという。また、下総国戸籍で採られている房戸制<sup>5</sup>は、四〇代以上の戸主任用率を高めることが一つの目的であったと指摘している。

近年の三氏の研究成果により、編戸の契機とその方針、特に戸主の任用に関して明らかになりつつある。戸主と寄口までの編成の順番と年齢原理という二つの視点を踏まえた上で、寄口がどういった方針のもとで編成されたかを考えていかなければならない。特に、下総国戸籍の寄口を検討する上で、房戸制が重要となってくる。なぜなら、房戸制の採用こそが、下総国戸籍の寄口の割合が低い直接的な要因であると考えられるからである。下総国戸籍の寄口を検討する前に、最後に寄口の研究をまとめていく。

先述したが、寄口とは、戸主との親族関係が不明な戸口である。御野国戸籍では「寄人」・「奇人」、計帳では「寄」と記載され、これらの用語は古代日本の戸籍・計帳にしかみえない用語である。寄口がいかなる性格を有し、編成された要因は何かという点は長年議論されてきた。石母田氏を代表とする「没落・隸属農民説」、岡本堅次氏を代表とする「編戸説」、門脇禎二氏を代表とする「戸主親族説」、南部氏を代表とする「下層農民説」の諸説が挙げられ、特に、「戸主親族説」と「下層農民説」が対立してきたのである<sup>6</sup>。諸説に共通する点は、すべての戸籍・計帳に記載された寄口の性格と編成要因を一律的に定義している点である。

さらに、近年、御野国戸籍、西海道戸籍の検討から、井上氏が「編戸説」の立場から、明石氏が「戸主親族説」の立場から、本庄総子氏が「下層農民説」の立場からそれぞれ論考を提示した<sup>7</sup>。井上氏は、御野国戸籍の寄人は「戸主同党」（父系のイトコ）の範囲外であり、郷戸主からみれば、別の戸から流入してきた戸口であるとみなした。明石氏は、御野

国戸籍の寄人は各戸内の正丁数を調整するために人為的に編成された戸口であるとみなした。本庄氏は、明石氏を批判し、御野国戸籍の寄人は各戸内の正丁数ではなく、本来は、「課丁数」<sup>8</sup>を調整するために人為的に編成された戸口であるとみなし、御野国戸籍は七世紀の戦時体制に即した編成方法が採られたと指摘した。

近年の三氏の寄口研究にみられるように、戸籍に記載された戸は人為的に編成されたのであり、寄口も編戸を前提に考えねばならないのである。しかし、三氏は御野国戸籍、西海道戸籍での考察であり、下総国戸籍を対象としていない。本庄氏は、下総国戸籍の寄口を考察する上で、房戸制がどういった性質のものであるかを明らかにすべきであると示唆するだけに留まっている。また、いずれも御野国戸籍、西海道戸籍の検討から、寄人・寄口の性格と編成要因をそれぞれの立場から一律的に定義している。寄口を、編戸を前提に考えるならば、各戸籍の各寄口が同一の性格と編成要因を有していると考えerことは早計であり、それぞれ別個に検討すべきである。この点は、早くから、宮本救、中田興吉両氏が指摘している<sup>9</sup>。

次節以降、下総国戸籍にみえる各寄口が房戸制の下でどのような性格を有し、何を要因として編成されたのかを明らかにしていく。

## 二 寄口「私部伊呂賣」の性格と編成要因

下総国戸籍は三通の戸籍、葛飾郡大嶋郷戸籍・倉麻郡意布郷戸籍・鉦

托（香取）郡山幡郷戸籍が残っている。この内、大嶋郷戸籍の末尾には甲和里・仲村里・嶋俣里の全戸口数（それぞれ、四五四人、三六七人、三七〇人で、計一一九一人）と郷戸数「五十戸」が記載されている。三里の内、嶋俣里の残存状況が特に良好で、今復原の限りで三一五人残っており、およそ八五%の残存率である（歴名部分は欠落していても、戸の統計部のみが残されている場合があり、統計部から便宜的に復原した戸口も含める）。甲和里は復原の限りで二〇〇人残っており、およそ四四%の残存率である。荒井秀規氏が「仲村里カ」と想定した戸口は復原の限りで八八人残っており、およそ三三・九%の残存率である。ほかに、里のわからない不明里の戸口は七五人であり、全体として大嶋郷戸籍は六七八人を復原できるといえる。

下総国戸籍にみえる寄口、またその親族は、現在、大嶋郷戸籍にのみみえ、その数は九人であり、六七八人の内、およそ一・三%の割合である。嶋俣里三二五人で考えれば、およそ二・八五%の割合である。いずれにせよ、極めて低い数値である。九人の内、単一で所属している寄口は一人で、残りの八人は親族単位で所属している。それでは、九人の寄口を具体的にみていく。本節では、単一で所属している寄口「私部伊呂賣」の性格と編成要因を検討していく。

①寄口「私部伊呂賣」所属関係戸（以下、傍点は筆者）

戸主 孔王部猪 年肆拾貳歳 正丁 課戸  
 母 小長谷部椋賣 年捌拾肆歳 耆女

妻	孔王部若賣	年参拾玖歳	丁妻
男	孔王部平刀良	年拾玖歳	少丁
男	孔王部白麻呂	年漆歳	小子
男	孔王部小白	年肆歳	小子
男	孔王部弟麻呂	年壹歳	緑児
女	孔王部若賣	年拾伍歳	小女
女	孔王部妹賣	年捌歳	小女
女	孔王部子若賣	年陸歳	小女
弟	孔王部子猪	年参拾歳	正丁
私部伊呂賣	年伍拾捌歳	丁女	寄口

戸	孔王部奈為	年肆拾漆歳	正丁	課戸	戸主猪兄
妻	孔王部阿古賣	年肆拾漆歳	丁妻		
妾	孔王部宮賣	年参拾玖歳	丁妾		
男	孔王部麻呂	年拾肆歳	小子		嫡子
男	孔王部古麻呂	年拾壹歳	小子		嫡弟
女	孔王部子妹賣	年捌歳	小女		
姑	孔王部古都賣	年陸拾陸歳	耆女		
従父弟	孔王部国	年参拾捌歳	残疾		

①「私部伊呂賣」は、戸主「孔王部猪」とは別姓の寄口であり、単一で所属している五八歳の丁女である。「孔王部猪」の戸には房戸が一つ属し

ており、所属する戸口は、郷戸十二人、房戸八人（房戸主は「孔王部猪」の兄「孔王部奈為」の計二〇人である。

寄口所属戸を確認した上で、寄口を個別に検討していく。まず、別姓であり、単一で所属している①「私部伊呂賣」所属戸は、戸主「孔王部猪」とその母、妻、男四人、女三人、弟（三〇歳）と戸主の直系親族十配偶者十傍系親族（弟）が同籍している。また、「猪」の郷戸には房戸が一つ所属しており、房戸主は「猪」の兄である「孔王部奈為」（四七歳）である。嫡子やより年上の尊属継承であれば、「猪」ではなく「奈為」が郷戸主となっていたと想定できるが、実際、戸籍には弟の「猪」が郷戸主と記載されている。この事例から、郷戸主が必ずしも嫡子尊属に継承されるわけではないことを示しているが、この点は指摘するだけに留める。

さて、「奈為」の房戸をみると、妻、妾、男二人、女、姑、従父弟と戸主の直系親族十傍系親族（姑、従父弟）が同籍している。同姓の「姑」は当人（戸主）の父の姉妹であり、「従父弟」は当人（戸主）の父の兄弟の息子（戸主よりも年下）と考えられている<sup>11</sup>。以上、郷戸主「猪」の郷戸は戸主直系親族十配偶者十傍系親族（弟）十寄口、房戸主「奈為」の房戸は直系親族十傍系親族（姑、従父弟）がそれぞれ同籍しているのである。田中氏が指摘した年齢原理で考えると、下総国戸籍の戸主の任用年齢の境界は四二歳であるため、郷戸主「猪」（四二歳）はちょうどその境界直後である。一方、房戸主「奈為」（四七歳）は数え五歳年上である。母「小長谷部棕賣」が郷戸主「猪」の戸に同籍した理由を考えるならば、郷戸主「猪」は房戸主「奈為」よりも年下であり戸主としての経験が浅いため、

監督・指導者層である「棕賣」が同籍したと考えることができる。弟「孔王部子猪」（三〇歳）は、また戸主として「戸政」を堪えるほどではなかったため、兄である「猪」の郷戸に同籍されたとみえる<sup>12</sup>。また、弟「子猪」は確かに傍系親族ではあるが、郷戸主「猪」と血縁関係にあたる兄弟であるため非常に近い親族である。

房戸に属する姑「孔王部古都賣」は、郷戸に属する母「棕賣」ほどではないが監督・指導者層の世代にあたる。そのため、母「棕賣」が郷戸主「猪」を指導し、姑「古都賣」が房戸主「奈為」を指導したとも想定できる。しかし、房戸には従父弟「孔王部国」（残疾、三八歳）も同籍しているため、単純に、直系親族、または兄弟姉妹のように血縁関係が近い傍系親族ではないイトコ関係にあたる傍系親族は房戸に編成されたと想定することも可能である。郷戸の戸口が、寄口を除けば、その全員が戸主の直系親族、配偶者、血縁関係が近い傍系親族であることを考えると、房戸には、より血縁関係が遠い傍系親族を同籍させるという方針のもと、「猪」の郷戸と「奈為」の房戸が編成されたと考えられるのである。

以上を踏まえて、寄口「伊呂賣」を検討する。大嶋郷の郷戸は三二戸、欠落戸を除けば二七戸残っている。二七戸の内、一戸あたりの平均戸口数はおよそ十一・七人であるため、「伊呂賣」を除いた十一人の戸口数は平均に近い数値である。これを考慮すれば、「伊呂賣」は戸口数を調整するために、郷戸主「猪」の戸に編成されたとは評価できない。また、「猪」の郷戸は戸主と血縁関係の近い親族十配偶者を同籍させる、房戸主「奈為」の房戸はさらに血縁関係の遠い傍系親族をも含めて同籍させるという方

針であったならば、

i 郷戸に所属する「私部伊呂賣」は戸主の直系親族か血縁関係の近い親族、もしくは配偶者の親族。

ii 傍系親族の範囲外（＝郷戸主・房戸主との血縁関係を戸籍の記載上、追えない範囲）であるため房戸に属さず、郷戸に編成された。

と二通りの解釈が可能である。

「私部伊呂賣」が直系親族、または血縁関係の近い親族であった場合、なぜ、「寄口」という名称が使用されたのかという点が説明できない。また、配偶者である戸主妻「孔王部若賣」（三九歳）と親族関係のため編成されたと考えた場合、「若賣」（父の「孔王部」氏姓を名乗った。）の母親と考えられ、戸主の義母とみなせる。その場合、義母を表す名称がなかったため、便宜的に「寄口」と表したと説明できる。しかし、下総国戸籍上、戸主妻の母親が同籍している例は皆無である。仮に、「伊呂賣」が唯一の例としても、なぜ唯一同籍しているのかという疑問も残る。さらに、たとえ、戸主との関係で親族名称を表せずとも、「若賣」の母親であれば、「私部伊呂賣」が記載された行の末尾に「若賣母」と表記すれば済むことであり、わざわざ「寄口」と表現する必要はない。実際、下総国戸籍には、房戸主との続柄が不明であるものの、「神母」（「神」は房戸主の男）と表記されている女性戸口「孔王部刀良賣」の例もある。この点を考慮すれば、「私部伊呂賣」が戸主妻「孔王部若賣」の母親であるとは考えられない。以上のように考えると、「伊呂賣」をiの解釈では説明できないのである。つまり、「伊呂賣」は郷戸主「孔王部猪」の直系親族や血縁関係の近

い親族、配偶者の親族といった性格を有していないのである。また、血縁関係の遠い傍系親族であれば、姑や従父弟のように「孔王部奈為」の房戸に編成されると考えられるが、「伊呂賣」は房戸に所属していない。そのため、そのような傍系親族の性格を有しているとも断定できない。

iiの解釈のように、傍系親族の範囲外であるため、郷戸主「猪」の郷戸に編成されたと考えることができ。それでは、なぜ、「伊呂賣」は「猪」の郷戸に編成され、「寄口」と表記されたのだろうか。その要因こそ、房戸制の採用であったと考ええる。御野国戸籍と西海道戸籍は房戸が存在しないため、一つの戸に所属する平均戸口数が下総国戸籍よりも多い。そのため、寄口の割合も多いのである。つまり、御野国戸籍と西海道戸籍は房戸制を採用していなかったため、郷戸五十戸一里の編成を遵守し、戸籍の記載上、郷戸として記載されることがかなわず、解体された郷戸があったと考えられる。解体された郷戸に所属する戸口が寄口として、ほかの郷戸に編成されたのであり、寄口はほかの郷戸からの流入者であったと評価することができ。

一方、下総国戸籍は房戸制を採用したことで、それまで解体された郷戸が房戸として戸籍に記載された。そのため、房戸制の採用から、寄口「伊呂賣」を解体された戸からの流入者とは評価できないのである。解体された戸からの流入者と考えた場合、なぜ、解体せずに、房戸として分立しなかったのか説明できないためである。また、解体された戸があるのなら、そこに所属していた戸口が寄口としてほかの郷戸に流入し、寄口の数はより多く記載されるはずである。しかし、寄口は九人のみであり、また、

「私部」姓の寄口は「伊呂賣」だけである。つまり、寄口同士が元々同じ戸に所属し、互いに親族関係であったとは認められないのである。

後述するが、②、③の寄口親族が各所属戸の戸主と親族関係にあったと考えられることから、①寄口「伊呂賣」も戸主親族の可能性を指摘できる。

具体的に郷戸主「孔王部猪」との関係は不明であるが、房戸制を採用しており、郷戸五十戸一里の編成によって解体された戸からの流入者とは評価できない点、また、ほかの寄口親族が戸主親族であったと考えられる点から、①「私部伊呂賣」も戸主親族のために編成されたと考える。ただし、傍系親族の範囲外であるため、「寄口」と表記されたのである。

本稿では、この傍系親族の範囲外を「五等親族外の親族」と称する<sup>13</sup>。

### 三 寄口「孔王部大」親族の性格と編成要因

#### ②寄口「孔王部大」親族所属関係戸

戸主	孔王部弥等	年陸拾壹歳	老丁	課戸
妻	孔王部古奈賣	年陸拾陸歳	耆妻	
男	孔王部小倭	年貳拾伍歳	正丁	嫡子
女	孔王部古与理賣	年参拾貳歳	丁女	嫡女
女	孔王部麻与理賣	年貳拾玖歳	丁女	
姪	孔王部阿古賣	年拾陸歳	小女	
弟	孔王部麻古賣	年拾肆歳	小女	
孔王部大	年漆拾玖歳		耆老	寄口

従子 孔王部古忍 年肆拾陸歳 正丁  
 姉 孔王部倭賣 年肆拾参歳 丁女  
 弟 孔王部大賣 年参拾伍歳 丁女

戸 孔王部刀良 年参拾壹歳 正丁 課戸 戸主孔王部三止従父弟

男 孔王部古徳麻呂 年貳歳 緑児

弟 孔王部小刀良 年参拾歳 正丁 兵士

姉 孔王部若賣 年肆拾漆歳 丁女

妹 孔王部古都賣 年参拾玖歳 丁女

従父弟 孔王部古奈 年貳拾伍歳 正丁

女 孔王部廣刀自賣 年貳歳 緑女

外従父妹 孔王部伎弥賣 年伍拾参歳 丁女

弟 孔王部宮賣 年伍拾壹歳 丁女

②「孔王部大」は、戸主「孔王部弥等（三止）」と同姓の寄口であり、いずれも「孔王部」氏姓の従子「古忍」、姉「倭賣」、弟「大賣」（「倭賣」の妹）と共に親族単位で所属している。郷戸主「弥等」の戸には房戸が一つ属しており、所属する戸口は、郷戸十一人、房戸九人（房戸主は「弥等」の従父弟「孔王部刀良」）の計二〇人である。

②寄口「大」親族所属戸は、郷戸主「弥等」とその妻、男、女一人、姪、弟（姪の妹のため、この戸口も戸主の姪にあたる）と戸主の直系親族十配偶者十傍系親族（姪一人）十寄口四人で構成されている。「大」は七九歳

の耆老であり、大嶋郷戸籍の中で唯一、六一歳以上の高齢者男性一人（郷戸主「弥等」六一歳老丁、寄口「大」が同籍している事例である。寄口の中でも特異な「大」は、先行研究でもたびたび触れられてきた。岡本氏、岸氏が郷里制下の寄口は房戸に吸収されたと主張したことに対し、南部氏は郷戸に属する「大」の事例をもって否定している<sup>14</sup>。

また、田中氏は年齢原理の考察過程で、「孔王部大」を、「戸主より年配に当たる男性親族」であり、「便宜的に寄口として登録されることになった」とする<sup>15</sup>。男性高齢者は優先的に、郷戸主・房戸主に任用される原則が働いていたのだが、例外的に「大」は戸主とならず寄口とされる。また、戸主の戸口として同籍される「父」、「兄」、「従父兄」の事例は四例のみであることから、戸主とその年配の男性尊属とが同籍することは原則的に避けられていたとする。つまり、

i 「戸主より年配で老丁・耆老に相当する男性親族は、戸口として登録せず別の戸主として任用する」

ii 「同一郷戸内に二人以上の高齢者を戸主として任用しない」（ここでいう、「郷戸」とは所属する房戸を含めた広義の「郷戸」である）  
という原則があったため、郷戸主「孔王部弥等」が高齢者戸主である以上、年配の「大」を「弥等」の戸口として登録することもできず、また、二人目の房戸主として析出できなかつたために、便宜的に寄口とせざるを得なかつたというのである。このような編戸の原則は、養老期特有なものであり、「析出不可」（戸主として別の戸を成し得ない）とされた高齢者は寄口に編成されたと田中氏は述べる。

確かに、下総国戸籍上、復原できる限りで男性高齢者（老丁・耆老）は八人いるが、寄口「大」を除いた七人は、老丁郷戸主二人、耆老郷戸主一人、老丁房戸主一人、耆老房戸主一人と全員が戸主であるため、六一歳以上の高齢者を優先的に戸主に任用したと考えられる。しかし、iiの「同一郷戸内に二人以上の高齢者を戸主として任用しない」という原則、いわば編成方針はあったのだろうか。耆老房戸主の内、里は不明であるが、「孔王部熊」（六六歳）の房戸が残存している。「熊」には、「戸主加佐乎甥」と表記されている。「戸主加佐乎」とは欠落している郷戸主「加佐乎」のことである。親族名称「甥」は、当人（戸主）の姉妹の息子と考えられており、戸主よりも下の世代を表す名称である。そうであるならば、房戸主「熊」が耆老である以上、欠落郷戸主「加佐乎」も耆老のはずである。この点に関しては、宮本氏も早くから指摘している<sup>16</sup>。

つまり、同一郷戸内に二人以上の高齢者（耆老）を戸主として任用していたのである。「加佐乎」は確認できず、また、仮に例外として成り立つとしても復原の限り唯一の例であるため、やはり原則的には任用しないのである、という批判は可能ではあるが、やはり、唯一の例としても注目すべきである。なお、大嶋郷戸籍を復原する限り、欠落していない郷戸は五十戸中二十七戸、房戸は全体が不明であるが四〇戸みえる。当然、欠落戸の中に同様の事例があると考えられることは十分に可能である。

同一郷戸内に二人以上の高齢者戸主が任用された事例があるならば、「大」はなぜ「寄口」と表記されたのだろうか。やはり、田中氏も指摘したように、七九歳という年齢が要因と考える。耆老戸主は先の房戸主「熊」

(六六歳)のほか、耆老郷戸主「孔王部三村」が嶋俣里にみえる。「三村」は七一歳の耆老で、妻(六一歳)、妾(三九歳)、男二人(二八歳の嫡子兵士、二五歳)、女一人(三九歳、一歳)、孫(年齢は欠落しているが、「緑児」が同籍している。七一歳と高齢ではあるが、戸を継承するであろう二人の男が同籍している。

復原可能な範囲内での下総国戸籍にみえる二人の耆老戸主をみてきたが、いずれも耆老寄口「孔王部大」よりも年下であり、また、直系親族・配偶者と同籍している。一方の「大」は、同じ耆老であってもすでに七九歳と八〇歳手前であり、直系親族・配偶者と同籍していない。同じ寄口として、従子「孔王部古忍」(四六歳)、娣「孔王部倭賣」(四三歳)、弟(倭賣)の妹「孔王部大賣」(三五歳)が同籍しているが、いずれも「大」とは傍系の親族である。

iiの原則が成立せず、同一郷戸内に二人以上の高齢者戸主が任用された事例を指摘するならば、「大」も「孔王部弥等」の郷戸に所属する房戸の戸主として記載されていても不自然ではない。しかし、「大」は養老五年時点ですでに七九歳と高齢であったため、田中氏が指摘したように、戸主として析出することが不可能だったと考えられる。高齢という理由以外に、「大」には直系親族と配偶者がいないため、房戸を形成できなかったとも考えられるが、大嶋郷戸籍の戸主の内、傍系親族のみと同籍している戸は十二例みえる。その内、「大」と同様にイトコ関係とのみ同籍している戸は一例のみで嶋俣里の房戸主「孔王部綾対」とその従子「孔王部兄伎」の戸である。この房戸は戸口が二人のみと最小単位で構成されている。

イトコ関係で見れば一例のみであるが、傍系親族のみと同籍している例は十一例のため、合わせて十二例挙げられる。大嶋郷戸籍の編成方針としては、戸を構成するために、戸主は必ずしも直系親族や配偶者と同籍する必要はなかったのである。そのため、寄口「大」が、同籍しているイトコ関係の戸口と房戸を形成することは編成方針としては可能である。しかし、寄口として同籍している点から、やはり、七九歳の高齢であったため房戸を形成できなかったと考えられる。

それでは、「大」の従子「古忍」(四六歳の正丁)を房戸主とすれば、寄口として編成されずに済んだのではないか。確かに、「古忍」は年齢原理としても戸主にふさわしい。しかし、房戸主は原則、郷戸主のイトコ範囲内の親族が任用されている<sup>17)</sup>。そうであるならば、郷戸主「弥等」と寄口「大」の従子である「古忍」はイトコ範囲外の親族同士であると考えることができるとは、あくまでも、「古忍」は寄口「大」の従子であって、郷戸主「弥等」の従子ではないのである。イトコ範囲外であるため、「古忍」が房戸主に任用されることはなかったのである。

ほかに、大嶋郷戸籍の郷戸の一戸あたり平均戸口数が十一・七人であることから、戸口数を調整するために四人の寄口を編成したとも評価できるだろう。しかし、あくまでも平均が十一・七人であり、郷戸であっても戸口数が一桁台の戸は散見できる。そのため、戸口数の調整という可能性は指摘できるものの、積極的に戸口数の調整のために編成したと評価することは早計である。

以上から想定できる点は、同一郷戸内に二人以上の高齢者戸主が任用さ

れた事例を指摘できる以上、耆老寄口「孔王部大」は本来であれば房戸主に任用されるはずであった。しかし、「大」は七九歳と現在でいえば後期高齢者であったため、戸主となり得なかつたのである。また、戸は直系親族や配偶者と同籍していなくても形成することができるとの方針であったため、寄口「大」の代わりに、従子「孔王部古忍」が房戸主に任用されることもできると考えられる。しかし、房戸主は郷戸主とイトコ範囲内でなければ任用されないという方針であったためになわらず、便宜的に四人は寄口として郷戸主「孔王部弥等」の郷戸に編成されたのである。

以上、「大」が本来、房戸主に任用され得たということは、「大」は「弥等」のイトコ範囲内の男性親族であったと考えられる。考察の過程は異なつたが、寄口「大」は戸主より年配にあたる男性親族であり、便宜的に寄口として登録されたという田中氏の結論は首肯することができる。

#### 四 寄口「孔王部弟国」親族の性格と編成要因

##### ③寄口「孔王部弟国」親族所属関係戸

戸主勲十一等	孔王部猪	年肆拾肆歳	正丁	課戸
妻	孔王部麻刀賣	年肆拾陸歳	丁妻	
妾	磯部尔伎賣	年肆拾玖歳	丁妾	
男	孔王部黒麻呂	年拾捌歳	少丁	
男	孔王部麻呂	年拾伍歳	小子	
男	孔王部宇間	年拾貳歳	小子	

男	孔王部足麻呂	年肆歳	小子	
男	孔王部五百足	年貳歳	縁児	
女	孔王部真物賣	年貳拾貳歳	丁女	
女	孔王部家主賣	年拾漆歳	次女	
女	孔王部手子賣	年拾伍歳	小女	
女	孔王部平手子賣	年陸歳	小女	
従父妹	孔王部多須伎賣	年参拾捌歳	丁女	
戸	孔王部古忍	年参拾伍歳	正丁	戸主勲十一等孔王部猪従父弟
男	孔王部尾麻呂	年拾漆歳	少丁	
男	孔王部平刀良	年捌歳	小子	
男	孔王部真刀良	年陸歳	小子	
女	孔王部宮賣	年貳拾歳	次女	
女	孔王部小宮賣	年拾壹歳	小女	
姉	孔王部古賣	年伍拾貳歳	丁女	
姉	孔王部平等賣	年参拾漆歳	丁女	
孔王部弟国	年伍拾陸歳	正丁	寄口	
女	孔王部平徳賣	年貳拾壹歳	丁女	
従父弟	孔王部吉麻呂	年拾肆歳	小子	
妹	孔王部弟賣	年拾貳歳	小女	
戸	孔王部忍	年参拾漆歳	正丁	課戸

妹	孔王部若賣	年拾伍歳	小女
従父弟	孔王部小刀良	年貳拾歳	少丁
母	孔王部手子賣	年陸拾壹歳	老女
妹	孔王部古乎奈賣	年參拾伍歳	丁女
妹	孔王部眞宿奈賣	年參拾貳歳	丁女
従父弟	孔王部宮麻呂	年貳拾捌歳	正丁
庶母	孔王部古都賣	年陸拾玖歳	耆女
姉	孔王部阿耶賣	年貳拾參歳	丁女
弟	孔王部阿古賣	年貳拾歳	次女

③「孔王部弟国」は、房戸主「孔王部古忍」と同姓の寄口であり、いずれも「孔王部」氏姓の女「平徳賣」、従父弟「吉麻呂」、妹「弟賣」（「吉麻呂」の妹）と共に親族単位で所属している。「古忍」は、郷戸主「孔王部猪」（勲十一等所有）の従父弟であり、ほかに、「孔王部忍」の房戸があるため、「猪」の郷戸には二つの房戸が属している。所属する戸口は、郷戸十三人、「古忍」房戸十一人、「忍」房戸十人の計三五人である。

「弟国」所属戸は、それまでの二つの寄口所属戸と異なり房戸である。房戸主は「古忍」であり、その男三人、女一人、姉二人の直系親族十血縁関係に近い傍系親族十「弟国」を含めた四人の寄口が同籍している。四人の寄口は、「弟国」（五六歳の正丁）とその女、その従父弟、従父弟の妹（「弟国」からみれば従父妹）であり、「弟国」を中心に考えれば直系親族一人十傍系親族一人が同籍している。大嶋郷戸籍における房戸の平均戸口数は

八人であり、寄口四人を除けば、ちょうど平均の八人である。そのため、戸口数を調整するために寄口四人を同籍させたとはい評価できない。

さて、房戸主「古忍」（三五歳）は郷戸主「猪」（四四歳、勲十一等所有）の従父弟である。「古忍」のほかに、郷戸主「猪」との関係性は不明であるが、房戸主「忍」の房戸が属する。「忍」という名から、房戸主「古忍」との親族関係がうかがえる。また、復原可能な房戸主は、親族名称が欠落している房戸主「忍」の例を除けば、例外なくすべて郷戸主のイトコ範囲内の親族が任用されていることから、房戸主「忍」も郷戸主「猪」のイトコ範囲内の親族であり、その関係性が脱字したと指摘できる。「忍」の房戸は、その妹一人、従父弟親族 A（従父弟、その母、「妹」二人。ただし、表記上は「妹」であるが、年齢は従父弟よりも十歳以上上のため、同母姉を示す「妹」か）、従父弟親族 B（従父弟、その庶母、姉、弟（姉の妹））が同籍しており、十人中八人が「忍」の従父弟にあたる。

郷戸主「猪」の郷戸には、妻一人、妾一人、男五人、女四人、従父妹一人と直系親族と配偶者が所属し、唯一同籍している傍系親族は、従父妹である。また、房戸主「忍」の従父弟親族 A、B は、郷戸主「猪」との関係であれば五等親族外のため、「寄口」と表記される。しかし、「忍」との関係であれば五等親族内であるため、「従父弟」と表記されたのである。

郷戸主「猪」の郷戸に例外的に従父妹「孔王部多須伎賣」（三八歳の丁女）が同籍しているが、おそらく、「多須伎賣」は同籍すべき直系親族がおらず、また房戸主「古忍」と「忍」とは直接的な血縁関係が認められなかったため、傍系ではあるが直接的な血縁関係が認められる郷戸主「猪」

の戸に同籍したと想定できる。もし、血縁関係が認められなかった場合、言い換えれば、五等親族外であった場合、「従父妹」「多須伎賣」は「寄口」と表記されていた可能性がある。

房戸主「孔王部古忍」の戸に属する寄口「孔王部弟国」以下四人は、なぜ「古忍」の戸に編成されたのだろうか。考えるに、その戸主との血縁関係が認められた五等親族内の戸口は該当する親族名称が付けられて編成される。先の郷戸主「孔王部猪」の戸に属する従父妹「孔王部多須伎賣」がそうであり、また、房戸主「孔王部忍」の戸に属する従父弟親族 A、B も同様の事例である。以上の編成方針によって郷戸主「猪」の郷戸と属する房戸二つが編成されたならば、房戸主「古忍」の戸に属する寄口四人は、五等親族外の戸口と考えられる。

先述の通り、「忍」の戸に属する従父弟親族 A、B は郷戸主「猪」との関係であれば、イトコのイトコであり、五等親族外である。そのため、「従父弟」とは表記できない。「忍」の戸に属するため、「忍」との関係を軸に「従父弟」と表記されたのである。同様に四人の寄口も「古忍」と五等親族内の関係であれば、「弟国」は「従父兄」と表記されたであろう。しかし、実際は「寄口」と表記されている。このことから、寄口「弟国」は、房戸主「古忍」の男性親族ではあるが、五等親族外であるため「寄口」と表記されたと考えられる。

田中氏が主張した年齢原理と編戸の原則であれば、i「戸主より年配で老丁・耆老に相当する男性親族は、戸口として登録せず別の戸主として任用する」のである。寄口「弟国」は老丁・耆老ではないが、房戸主「古

忍」が三五歳に対して、「弟国」は五六歳と年配者である。房戸主は、原則的に郷戸主のイトコ範囲内の親族が任用されるが、一例のみ、房戸主のイトコ範囲内の親族が房戸主に任用されている<sup>18</sup>。そのため、房戸主との関係で房戸主が任用されることもあるのである。しかし、房戸主に任用されず、「寄口」と表記されている点から、寄口「弟国」は房戸主「古忍」とイトコ範囲内、かつ、五等親族内の親族ではなかったのである。

また、確かに、戸主と同籍する男性の年配者の事例は、「父」一例、「兄」一例、「従父兄」二例のみであるため、戸主とその男性年配者が同籍することは極力避けられていると考えられる。わずかな事例であっても、決してありえなかったことではないため、寄口「弟国」も年齢的に房戸主「古忍」の「従父兄」であった可能性は指摘できるのである。しかし、やはり、戸籍上は「従父兄」ではなく「寄口」と表記されている点から、寄口「弟国」は房戸主「古忍」の五等親族外であり、「従父兄」ではなかったのである。

### おわりに

以上、寄口がどういった編成方針のもとで編成されたのかを、年齢原理や戸主、または郷戸・房戸の戸口との関係から考察した。下総国葛飾郡大嶋郷戸籍にみえる寄口の事例は、結果的に、戸主の親族であると評価したが、その編成要因は一律的に定義することはできない。②「孔王部大」は年配の男性親族であり、便宜的に寄口として編成されたと考えられ、①「私

部伊呂賣」、③「孔王部弟国」は戸主の五等親族外の寄口であっても、①は郷戸主の五等親族外、③は郷戸主の五等親族外の関係で編成されたのである。房戸制の導入により、御野国戸籍 西海道戸籍と異なり、郷戸主の広範囲の親族も郷戸主との関係で親族名称を付けられるようになったのである。

房戸制の導入によりなるべく戸主との関係性が不明瞭な寄口を出さないことが同一郷里内での共通する編成方針であり、房戸制の目的の一つであった。ほかに編成方針として、戸主は配偶者と直系親族と必ずしも同籍する必要はないこと、郷戸主は原則的に郷戸主のイトコ範囲内の親族であることを挙げた。すべての戸口がどういった関係性で編成されたかを明らかにすることが目指されたが、①②③の寄口でみてきたように、儀制令<sup>25</sup>五等条の範囲内で表わせない五等親族外の親族や戸主に任用されていない男性高齢者といった特殊な事情の場合、どうしても「寄口」という表記を使って表わさざるを得なかった。つまり、下総国戸籍では、寄口を一種の親族名称として使用していたのである。

また、大嶋郷戸籍には、戸口が二人だけの房戸が存在していることから、②、③の各四人の寄口親族も房戸を分立してもおかしくはない。しかし、先述の通り、郷戸主は原則的に郷戸主のイトコ範囲内の親族であるという方針であった。そのため、イトコ範囲外、かつ、五等親族外の③は条件外のため除外される。一方の②も、七九歳と後期高齢者、かつ嫡子もいないために郷戸主に任用され、房戸を分立できなかったものと考えられる。また、②「大」の従子「孔王部古忍」は、あくまでも「大」との関係で従子

と表記されているのであり、郷戸主「孔王部弥等」との関係ではない。そのため、郷戸主「弥等」のイトコ範囲内の親族として郷戸主に任用されなかったのである。

このほか、下総国戸籍には、戸主との親族名称が無い戸口が七人（葛飾郡大嶋郷五人、倉麻郡意布郷一人、鉦托郡山幡郷一人）みえる。中には、「〇〇先夫男（女）」や「〇母」など、「寄口」と表記されずとも特殊な表記がなされている戸口が散見できる。下総国戸籍の寄口と編成方針を考えるのであれば、親族名称が無い戸口七人についても考えるべきであるが、この点は後考を期したい。

戸籍に記載された戸が人為的に編成された結果である以上、寄口は自然発生的に生じた戸口ではなく、戸の編成の過程で生じた戸口であり、戸籍に使用される名称と考えるべきである。下総国戸籍の寄口が少ない点を房戸制の採用からでは明らかにすることはできないとする意見もあるが<sup>19</sup>、本稿で扱った房戸制の導入と戸の編成という視点で下総国戸籍の寄口を考察する方法は有効と考える。

「寄口」表記が一種の親族名称であるが、その編成要因は各々異なるため、一律的に寄口を定義することはできず、別個に検討すべきであることを明らかにした。また、寄口の編成を考察したことで、房戸制が導入された目的の一端をも明らかにした。しかし、下総国戸籍での検討結果であった、御野国戸籍 西海道戸籍の「寄人」・「寄口」表記も親族名称ということではない。ある戸籍の検討結果をほかの戸籍にも援用することは避けるべきで、個々に検討すべきだからである<sup>20</sup>。むしろ、御野国戸籍 西海道

戸籍の寄人・寄口はその性格も編成要因も一律的に定義することはできず、各々異なると考えている。それが、養老五年下総国戸籍では、すべての戸口の親族関係を明らかにするという方針の下、「寄口」表記が一種の親族名称を表す性格へと固定化されていたのである。御野国戸籍、西海道戸籍の考察に關しても後考を期したい。

房戸制と戸の編成という視角から寄口を検討してきたが、想定とならざるを得なかった点もある。諸賢のご批正を請う。

## 註

- (1) 川上多助「古代戸籍考」『日本古代社会史の研究』河出書店、一九四八。初出…一九四三。岸俊男「律令制の社会機構」『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三。初出…一九五三。杉本一樹「戸籍制度と家族」『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一。初出…一九八七。
- (2) 岸俊男、前掲註(1)論文。石母田正「奈良時代農民の婚姻形態に關する一考察」『石母田正著作集』一、岩波書店、一九八八。初出…一九三九。安良城盛昭「班田農民の存在形態と古代籍帳の分析方法」石母田正藤間正松本説と赤松正岸正岡本説の学説対立の止揚をめざして』『歴史学における理論と実証』第一部「御茶の水書房、一九六九。南部昇「研究史概観」『日本古代戸籍の研究』吉川弘文館、一九九二。初出…一九七六。

- (3) 南部昇、前掲註(2)論文。杉本一樹「日本古代家族研究の現状と課題―関口裕子・吉田孝・明石一紀説を中心に」(前掲註(1)著書に所収。初出…一九八六)。荒井秀規「古代戸籍研究と大嶋郷戸籍」(葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地と古代大嶋郷―古代戸籍・考古学の成果から』)名著出版、二〇二二。田中禎昭「日本古代の年齢集団と地域社会」(吉川弘文館、二〇一五)。

- (4) 明石一紀「郷戸編成と調庸制―里(郷)制下の編戸制」(『編戸制と調庸制の基礎的考察―日・朝・中三国の比較研究』)校倉書房、二〇一一。井上亘「寄人」からみた戸」(『古代官僚制と遣唐使の時代』)同成社、二〇一六。初出…二〇〇三。田中禎昭「古代戸籍と年齢原理―編戸の統計学的検討」(『日本古代の年齢集団と地域社会』)吉川弘文館、二〇一五。

- (5) 下総国戸籍には、一つの郷戸につき、〇〜三戸の房戸が附属している。これを房戸制という。房戸制は郷里制下(靈龜三年〜天平十年頃)において採られた制度であり、大宝二年の御野国戸籍、西海道戸籍には採用されていない(岸俊男「古代村落と郷里制」(前掲註(1)著書に所収、初出…一九五二)。鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」(『律令公民制の研究』)塙書房、二〇〇一。初出…一九九一)。下総国戸籍で房戸制が採られたことと寄口の割合が非常に低いことは関係が深いと考える。

- (6) 石母田正「古代家族の形成過程―正倉院文書所収戸籍の研究」(『石母田正著作集』一、岩波書店、一九八八。初出…一九四二)。岡

本堅次『古代籍帳の郷戸と房戸について』、『山形大学紀要(人文科学)』二、一九五〇。門脇禎一「上代の地方政治」(藤直幹編『古代社会と宗教』若竹書房、一九五二)。南部昇「寄口Ⅱ女系親族論の検討」(前掲註2)著書に所収。初出…一九八四。「戸主親族説」は「女系親族説」とも呼ばれるが、後掲註7)の明石氏が広く男系親族も想定しているため、本稿ではより広義的に「戸主親族説」と呼ぶ。

(7) 明石一紀「寄口の便宜的性格について—北海道戸籍を中心として—」(前掲註4)著書に所収。初出…一九九〇。同「再び寄口の性格について—南部舜氏論文に対する反批判—」(前掲註4)著書に所収。井上亘、前掲註4)論文。本庄総子「大宝二年戸籍と寄口—造籍原理とその転換—」『史林』九八—六、二〇一五。

(8) 「課丁数」とは、令の規定から、正丁の賦役負担量を「一」とした場合、次丁は正丁の二分の一負担なので「〇・五」、少丁は正丁の四分の一負担なので「〇・二五」と、それぞれの負担量を数値化した数である。明石氏が正丁のみを対象としたことに対して、本庄氏はさらに次丁と少丁も考察の対象としている。

(9) 宮本氏は、「寄口の発生およびその性格は極めて多様であり一律に断定して取り扱うことはできない」と述べる(『古代村落社会における階層分化の一考察—美濃国戸籍の分析を通して—』、『日本古代の家族と村落』二二三頁、吉川弘文館、二〇〇六。初出…一九五二)。中田氏は、「戸主親族説」の立場ではあるが、親族とはいっても、その地域の世帯間には勢力格差があり、「没落・隸属農民説」に対し、「一切その

史的意義を認めないというわけではない」と述べる(寄口編附の契機について)『続日本紀研究』二五三、一九八七。

(10) 荒井秀規「復原『養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍』稿」(前掲註3)著書に所収。

(11) 親族名称の先行研究は田中氏がわかりやすくまとめている(田中禎昭、前掲註3)著書。

(12) 「戸政」については、吉村武彦「戸令と戸政」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六)。同「浄御原朝廷の制」に関する「三の考察」(同編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、二〇一四)をそれぞれ参照。

(13) 本稿でいう「五等親族内」とは、儀制令25五等条に規定されている範囲の親族を指す。すなわち、「凡五等親者、父母、養父母、夫、子、為<sub>二</sub>一等」。祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟、姉妹、夫之父母、妻、妾、姪、孫、子婦、為<sub>二</sub>二等」。曾祖父母、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姊妹、異父兄弟姊妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪婦、繼父同居、夫前妻妾子、為<sub>二</sub>三等」。高祖父母、從祖祖父母、從祖伯叔父姑、夫兄弟姊妹、兄弟妻妾、再從兄弟姊妹、外祖父母、舅姨、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦、妻妾前夫子、為<sub>二</sub>四等」。妻妾父母、姑子、舅子、姨子、玄孫、外孫、女贅、為<sub>二</sub>五等」。である。この規定に属さない親族を「五等親族外」と定義する。

(14) 岡本堅次、前掲註6)論文。岸俊男、前掲註1)論文。南部昇、前掲註6)論文。

(15) 田中禎昭、前掲註(4)論文。

(16) 宮本救「養老五年下総国大嶋郷戸籍の整理と同郷構成」(前掲註

(9)著書に所収。初出…一九五四、一九六五)。

(17) 前掲註(13)にて、「五等親族内」と「五等親族外」を定義したが、特に、郷戸主と房戸主との関係を述べる際には、「イトコ範囲内」と「イトコ範囲外」を使用する。本論で述べた通り、房戸主は原則、郷戸主の「イトコ範囲内」の親族が任用されるためである。

(18) 例外一例は大嶋郷嶋俣里にみえる。房戸主「私部真荒(郷戸主「私部真皆」の従父弟)の伯父である房戸主「私部大」は、郷戸主「真皆」との関係ではなく、房戸主である「真荒」との関係で房戸主に任用されている。

(19) 南部氏は、岸氏の説く「大宝戸籍では寄口とされた者が靈龜における房戸設定による籍帳記載様式の変化に従って房戸内に吸収された」とする意見(前掲註(1)論文)に対し、「下総国戸籍に寄口が少ないという事実を、房戸制から説明することはできないことが明らかである。寄口に関して下総国戸籍が示すところの事実は、みかけの現象ではないのであり、この地方は本来的に寄口と呼ばれる農民が少なかったのである。」と批判している(南部昇「岸理論Ⅱ「歪拡大説」の検討」一九二頁、前掲註(2)著書に所収。初出…一九七八)。しかし、寄口を実態的な農民とみるよりも、本稿で述べてきたように、戸の編成過程で生じた戸口であり、戸籍に使用された親族名称としてみるべきである。

(20) 南部氏は、「下総・御野・西海道の三戸籍は可能な限り個別に検討

され、夫々独自に一定の傾向や新事実が確定されなくてはならない。」と述べており、戸籍間の考察結果の援用の危険性を指摘している(南部昇「寄口を戸主の近親と主張する新説について―明石一紀説への疑問と反論―(上)(下)」『続日本紀研究』二六九、二七〇。一九九〇)。